

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第四十一號

廳 中 一 般
地 方 事 務 所 長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十六號鳥取縣地方事務所長
專決處分規程の一部を次のやうに改正し昭和二十一年十一
月十日よりこれを適用する。

昭和二十一年十一月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條 總務課に關する事項中「一、強制豫算並ニ代執行
ニ關スルコト(制一四三)」の次に次の一號を加へる。
一、町村長、助役、收入役又ハ副收入役故障中ノ臨時代
理者ノ選任及其ノ給料旅費額ノ規定並ニ職務管掌者任
命ニ關スルコト(制一四四)

昭和二十一年十一月十五日
號 外

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5刊

鳥取縣公報 毎週曜日發行(休日ニ當ル)
火金曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十一年十一月十五日
號 外

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可